

役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人エリザベト音楽大学（以下「大学」という。）の寄附行為第35条の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、法人において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、大学の職員としての給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤の理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事、非常勤の理事及び監事に対しては、報酬及び退職慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬月額、別表第1のとおりとする。

- 2 職員理事、非常勤の理事及び監事に対する報酬は、年額の報酬及び日額の報酬とし、報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 役員の退職慰労金の額は、原則、別表第3のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事の報酬及び非常勤の監事が法人運営のための業務に当たった場合等の日額の報酬の支給日は、給与規程第12条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、読替えるものとする。

- 2 非常勤の理事及び監事に対する年額の報酬の支給日は、6月15日（支給日が休日の場合は、その前日に繰り上げる。）とする。なお、この支給日後に就任した場合の年額の報酬については、就任後到来する直近の日額の報酬の支給日に併せて支給する。
- 3 非常勤の理事及び監事の日額の報酬は、理事会の出席に当たった都度、支給する。
- 4 役員の退職慰労金は、任期の満了時、速やかに支給する。

(費用)

第6条 役員の旅費については、別に定める。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

常勤の理事の報酬額

理事長（学長と兼務の場合）	月 額 15 万円
---------------	-----------

別表第2（第4条第2項関係）

常勤の理事以外の役員の報酬額

職 員 理 事	無 報 酬（給与規程に則り職員としての給与のみ支給）	
非 常 勤 の 理 事・監 事	年額の報酬	年額 10 万円
	理事会への出席	日額 1 万円
非 常 勤 の 監 事	監事監査、その他法人業務のための勤務	日額 1.5 万円

別表第3（第4条第3項関係）

役員退職慰労金

理 事 長	10 万円に理事長在任年数（1 年未満は 1 年に切り上げ）を乗じて得た額
職 員 理 事	支給しない
非 常 勤 の 理 事・監 事	10 万円